

社会資本総合整備計画 甲府市中心市街地地区都市再生整備計画（第2期） 事後評価業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、「社会資本整備計画 甲府市中心市街地地区都市再生整備計画（第2期）」（以下「都市再生整備計画」という。）の計画終了にあたり、各種事業の成果を客観的に調査・検証し、効果発現の要因や今後のまちづくりのあり方を検討することを目的とする。

「社会資本総合整備計画 甲府市中心市街地地区都市再生整備計画（第2期）」

- ・まちなか回遊道路整備事業：東京ガス東
- ・まちなか回遊道路整備事業：甲府城跡東歩行者スペース整備
- ・まちなか回遊道路整備事業：桜町道踏切歩道整備
- ・まちなか回遊道路整備事業：東京ガス東歩行者スペースグレードアップ
- ・都市空間道路整備事業：かすがも～るグレードアップ
- ・都市空間道路整備事業：エル西銀座グレードアップ
- ・都市空間道路整備事業：弁天通り・裏春日通りグレードアップ

2 委託期間

契約の日～令和3年3月31日

3 履行場所

本市指定場所

4 関連法令及び条例の遵守

本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、「都市再生整備計画事業 評価の手引き 平成28年度版」により実施するものとする。

5 業務対象区域

本業務の対象区域は、「都市再生整備計画」に位置づけられた計画区域とする。ただし、新たに調査等が必要な区域が生じた場合には、協議の上検討する。

6 業務担当体制

実施にあたり、本業務に対応できる技術と経験を有する者を管理技術者として発注者に届け出なければならない。なお、管理技術者は、技術士の資格（建設部門—都市及び地方計画）を有する者でなければならない。

7 協議

本業務を円滑かつ的確に遂行するため、緊密な連絡を取りながら着手時から完成に至るまでの間十分な協議を行い、互いに協力し合い業務の進捗を期さなければならない。なお、協議した結果については、後日疑義を生じさせないように記録を整備しておくこと。

8 業務内容

「都市再生整備計画」の目標の達成状況の確認等を行い、今後のまちづくりの方策等を検討する事後評価原案の作成に係る一連の作業並びに、事後評価報告書の作成業務を行うものとする。

(1) 事後評価方法書の作成

中心市街地において実施する事後評価について、「都市再生整備計画」に記載した目標を定量化する指標及びその他の数値指標に関する評価値の計測方針等を検討するとともに、実施過程や効果発現要因、今後のまちづくり方策等を評価・分析する上での手法・手順・体制等の方針を検討・調整し、それらの内容を記載した方法書を作成する。

(2) 事後評価原案の作成

① 成果の評価

「都市再生整備計画」に記載した事業（基幹事業・関連事業）の実施状況を確認するとともに、所定の統計データに基づき目標を定量化する指標の達成状況を検証する。また、設定した数値目標以外の指標での効果や定性的な効果が認められる場合には、これらについての考察も行う。

② 実施過程の評価

「都市再生整備計画」の数値目標の達成や事業の実施過程において、継続的なまちづくりの推進に向けた「住民参加の実施」や「まちづくり体制の構築」に関して、どのような取り組みが行われてきたかを整理する。

③ 効果発現要因の整理

効果発現要因として、どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献したのか等をチェックするとともに、複数の事業の組み合わせによる相乗効果の状況や達成見込みとの関連性など、効果発現の要因や今後の活用又は改善の方針等について整理する。

④ 今後のまちづくり方策の検討

実施過程の検証、効果発現要因の整理等の内容を踏まえ、地区に残された問題や事業実施に伴って新たに発生した問題に対する課題等の検討を行うとともに、今後必要となるまちづくりの取り組みや具体的な施策・事業等について幅広く検討する。

⑤ 検討体制への支援

事後評価原案の作成にあたり、庁内関係部局等の参画を得て、多様な角度から分析・検討するために、必要な資料の企画・編集、会議等への出席、会議等の概要のとりまとめ等を行う。

(3) 評価委員会審議資料の作成

令和2年10月に開催予定の「甲府市公共事業評価委員会」において審議するための報告書の作成を行うものとする。また、本委員会に向け、必要な資料の企画・編集・助言等を行う。

なお、本委員会に必要な報告書は、令和2年9月30日（水）までに提出するものとする。

(4) 評価結果を反映した資料の作成

評価委員会の審議結果を反映し、必要な資料の収集・作成を行い、国へ提出する事後評価資料を完成させる。

9 貸与品

本委託のために発注者が必要と認めた資料を受注者に貸与する。

(1) 令和元年度 甲府市中心市街地歩行量調査結果報告書に係るデータ

(2) 各事業の実施状況に係るデータ

(3) その他甲府市が所有するデータ

10 成果品

成果品は以下の通りとする。

- ・評価委員会審議資料：10部
- ・事後評価報告書：3部
- ・上記電子データ（CD-R）：1式
- ・打合せ記録簿：1式

11 瑕疵

本業務は、作業完了後、甲府市が最終検査を行い、それに合格した時点で完了とするが、完了後に瑕疵が発見された場合、受注者の負担により、速やかに誠意をもって訂正・補足等を行い、納品しなければならない。

12 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。